

- 内閣府中央防災会議のワーキンググループにおいて住民の避難行動の支援が検討され、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することなどを通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進することが報告に盛り込まれました。
- このことを受け、令和元年5月29日から、都道府県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報の警戒文において、相当する警戒レベルを記載して発表します。

## 例

### 〇〇県土砂災害警戒情報 第3号

令和元年x月x日 xx時xx分  
〇〇県 〇〇地方気象台 共同発表

#### 【警戒対象地域】

〇〇市 〇〇市\* 〇〇市\* 〇〇市\* 〇〇市

\*印は、新たな警戒対象となった市町村を示します。

#### 【警戒文】

##### <概況>

降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。

##### <とるべき措置>

**避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。**崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域にお住まいの方は、市町村から発令される避難勧告などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心がけてください。

##### <補足情報>

市町村内で危険度が高まっている区域は、〇〇県や気象庁のホームページで確認できます。  
〇〇県「土砂災害に関するメッシュ情報」、気象庁「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」

土砂災害警戒情報と避難が必要なことを示す警戒レベル4相当情報との関係がよりわかりやすくなるよう、<とるべき措置>欄の説明を充実します。